

令和8年度第3回北部地区教科用図書採択協議会 議事要旨

1 会議日時 令和8年7月15日（水）午後2時00分～午後2時25分

2 会 場 大崎市役所3階 306会議室

3 出席委員 委員（会長） 熊野 充利 大崎市教育委員会教育長
委員（副会長）千葉 睦子 栗原市教育委員会教育長
委員（副会長）鎌田 稔 加美町教育委員会教育長
委員 千葉 律之 色麻町教育委員会教育長
委員 牛渡 正哉 涌谷町教育委員会教育長
委員 伊藤 克宏 美里町教育委員会教育長

4 事務局 大崎市教育委員会学校教育課 4名

5 内 容

① 開 会 （事務局）

② あいさつ （会長）

③ 資料説明 （事務局）

本日の資料ですが、先の選定委員会で定められた1ページの基本方針と2ページの採択基準を基に、各教育委員会より、管下の学校意見を集約し、ご報告いただいたものを、4ページ以降に掲載しております。

また、7ページには、6月16日から30日まで大崎市図書館で開催した教科書展示会のアンケート結果を取りまとめた資料を掲載しております。8～11ページには、大崎および栗原教科書センターで開催された教科書展示会のアンケート結果を取りまとめた資料を掲載しております。

次に、別冊として、6月11日・12日の2日間で専門委員会が、採択候補となっている教科用図書（一般図書）すべてについて作成した調査研究内容を資料としてお配りしております。

なお、議事に入りましたら、専門委員より、教科書の調査内容について説明いただきます。調査結果について、専門委員会作成資料の内容を基に報告していただく形で進めさせていただきたいと思いますので御了承願います。

④ 議 事 （議長：会長）

<議長> それでは、これより議事に入りたいと思います。専門委員からの調査内容を説明してもらいます。

＜議 長＞ 学校教育法附則 9 条の規定による教科用図書の調査内容について専門委員，説明をお願いします。

＜専門委員＞ 学校教育法附則 9 条の規定による教科用図書の調査内容について説明

＜議 長＞ 今の説明につきまして，何か委員さんから御質問はございますか。質問はないようですので，学校教育法附則 9 条の規定による教科用図書の説明について終わりといたします。

＜議 長＞ 次に，議事（2）令和 9 年度使用教科用図書の採択の決定に入ります。

ただいま，御説明をいただきました専門委員会の調査結果，各教育委員会の御判断，及び，教科書展示会アンケート等の意見，これらを参考にしながら決定を行いたいと思います。

委員のみなさん，学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）について，採択の決定についてはいかがいたしますか，お諮りいたします。

＜委 員＞ 各教育委員会から不都合ありと判断された図書は除外した方がよいのではないのでしょうか。

＜委 員＞ 逆に，1 つの市町から不都合ありと判断されただけで，他の市町では不都合なしと判断された図書を除外するのもいかななものでしょう。

＜議 長＞ 不都合の理由が妥当であれば除外すべきだと思います。例えば，専門委員からの説明にあったような古い名称であれば，教諭が注意して使用すれば問題ないと思われそうですが，各教育委員会から不都合ありと判断された「肌色」という表現は適切ではないと思われそうです。

＜委 員＞ 小学校 30 番と 31 番が似た内容なのであれば，不都合のついた 30 番は除外してもよいのではないのでしょうか。小学校 62 番と 63 番も同じシリーズであることから，不都合のついた 62 番を除外してもよいかと思えます。

＜議 長＞ それでは，令和 9 年度使用小・中学校用の一般図書については，審議の結果のとおり，小学校 30 番と小学校 62 番を除き採択するという事で決定いたします。

＜議 長＞ それでは次に，（3）採択結果の公表の日について，事務局説明願います。

＜資料説明＞（事務局）本日の審議の結果につきましては，本日中に，各教育委員会へ通知をいたしますので，それぞれの教育委員会において，採択結果の報告をお願いいたします。

また，採択結果の公表につきましては，各教育委員会から採択協

議会事務局に対して、採択結果の報告が済んだことの確認の連絡をいただいた上で、北部地区の各教育委員会において統一した日時に採択結果を公表可としたいと考えております。

つきましては、正式な発表については7月31日、午前8時30分以降の日程で設定させていただきたいと考えております。

<議長> その他、何か連絡事項等はありませんか。なければ、これにて協議を終了いたします。

⑤ 閉 会 （事務局）